

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年1月19日

【事業年度】 第30期（自平成14年9月1日至平成15年8月31日）

【会社名】 ウエルシア関東株式会社

【英訳名】 WELCIA KANTO CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 鈴木孝之

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7

【電話番号】 048 - 662 - 7711(代)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理本部長兼経理部長 佐藤範正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7

【電話番号】 048 - 662 - 7711(代)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理本部長兼経理部長 佐藤範正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成15年11月27日に提出した有価証券報告書（事業年度（第30期）自 平成14年9月1日 至 平成15年8月31日）の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

| | 事業年度末現在 (平成15年8月31日) | 提出日の前月末現在 (平成15年10月31日) |
|--|---|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 2,033個 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 203,300株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,176円 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年12月1日から 平成18年11月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,176円 (注) 資本組入額 588円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 2 新株予約権者の相続人は、権利を行使できないものとする。 3 その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡するには取締役会の承認を要する。 | 同左 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年8月31日現在、放棄等により4,000株減少し203,300株となっております。

3 当社は、平成15年8月31日現在の株主に対し、平成15年10月20日付で1株を1.1株に株式分割をいたしました。これにより、上記の新株予約権のうち、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、以下のとおり調整されております。

新株予約権の行使時の払込金額 1,070円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 1,070円

資本組入額 535円

以下省略

(訂正後)

| | 事業年度末現在 (平成15年8月31日) | 提出日の前月末現在 (平成15年10月31日) |
|--|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 2,033個 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 203,300株 | 223,630株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,176円(注) | 1,070円(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年12月1日から 平成18年11月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,176円(注) 資本組入額 588円 | 発行価格 1,070円(注) 資本組入額 535円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 2 新株予約権者の相続人は、権利を行使できないものとする。 3 その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには取締役会の承認を要する。 | 同左 |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は提出日の前月末現在において110株であります。
2 新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年8月31日現在、放棄等により4,000株減少し203,300株となっております。
3 当社は、平成15年8月31日現在の株主に対し、平成15年10月20日付で1株を1.1株に株式分割をいたしました。これにより、上記の新株予約権のうち、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、以下のとおり調整されております。
- 新株予約権の目的となる株式の数 223,630株
新株予約権の行使時の払込金額 1,070円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 1,070円
資本組入額 535円
以下省略